

EU における最近のカルテルの摘発の動向

ブリュッセル・センター

カルテルの取締りを強化している EU で、2007 年に相次いで日本企業が制裁の対象となっている。欧州委員会が 2007 年中にカルテルの摘発と制裁金の賦課制裁を決定した 8 件のうち 6 件、2008 年 1 月にも 1 件で日本企業が関与したと認定されている。これらのカルテル摘発の概要と制裁金の内容、EU における近年のカルテル摘発の動向を概説する。

1. 日本企業の関与が認定された最近のカルテルのケース

表 1 に欧州委員会が 2003 年以降に裁定したカルテルの摘発のリストを掲載した。これを見ると、日本企業が関与したと認定された例は、2003 年と 2004 年にそれぞれ 1 件ずつ¹あるものの、2007 年に特に顕著となっていることがわかる。2007 年中に決定した 8 件中 6 件で、また 2008 年にもすでに 1 件、日本企業が欧州委員会から制裁金の賦課を決定する通知を受けている。

以下では、2007 年以降に日本企業が関与したとみなされた 5 つのカルテルケースの概要と制裁措置の内容を紹介する。なお、2007 年 1 月と 2 月に決定されたガス絶縁開閉装置²および昇降機³のケースについては、『ユーロトレンド 2007 年 4 月号』⁴に解説を掲載しているので詳細はそちらを参照されたい。また、EU におけるカルテル制裁金算定方法とリニエンス（課徴金減免）制度については、『ユーロトレンド 2007 年 1 月号』⁵で解説しているので、併せて参照されたい。

¹ 2003 年 10 月決定のソルビン酸（保存料）のカルテル（関与した日本企業はダイセル化学工業、上野製薬、日本合成化学）および 2004 年 10 月のグルコン酸ナトリウム（金属・ガラス洗浄剤）のカルテル（関与した日本企業は藤沢薬品工業 = 2005 年 4 月に山之内製薬と合併し現アステラス製薬）。

² 1988 年から 2004 年にかけて、ガス絶縁開閉装置（変電所設備）の市場で入札談合や価格固定、受注割当等を行っていたとして、スイス ABB や独シーメンスのほか、三菱電機、東芝、日立製作所、富士電機、日本 AE パワーシステムズなど 11 企業グループに総額 7 億 5,000 万ユーロの支払いが命じられた。日本企業は当時、欧州市場で販売実績がほとんどなく偽装入札や価格操作には直接関与していなかったが、合意の上で市場参入しなかったこともカルテル参加とみなされた。

³ 1995 年から 2004 年にかけて、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダの 4 カ国でエレベーターとエスカレーターの販売・設置・保守でカルテルが結ばれていたとして、欧州主要 4 企業グループ（米オーチス、フィンランド・コネ、スイス・シンドラ、独ティッセングループ）の関連会社 17 社と並び、三菱エレベーター B.V. がオランダでのカルテルに関与したとして三菱電機とともに制裁金が科された。本件は、調達契約の入札談合や受注割当、商業上の機密情報交換に加え、証拠隠蔽の形跡も明らかだったことから悪質なケースと判断され、制裁金総額は 5 グループ 18 社で 9 億 9,231 万ユーロと現時点でも EU 史上最大となっている。

⁴ <http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/reports/05001446>

⁵ <http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/reports/05001444>

表 1： 2003 年以降に欧州委員会が科したカルテル制裁金（2003～2008 年 6 月 25 日）

網掛け部分は日本企業が制裁の対象に含まれるケース。

| 決定日 | 分野 | 事業者数 | 制裁金総額 (ユーロ) |
|-------------|--|------|----------------|
| 2008. 06.25 | フッ化アルミニウム (IP/08/1007) | 4 | 4,970,000 |
| 06.11 | 塩素酸ナトリウム (IP/08/917) | 4 | 79,070,000 |
| 03.11 | ベルギーにおける国際引越しサービス (IP/08/415) | 10 | 32,755,500 |
| 01.23 | ニトリル・ブタジエンゴム (自動車燃料ホース・水配管用等) (IP/08/78) | 2 | 34,230,000 |
| 2007. 12.05 | クロロブレンゴム (IP/07/1855) | 6 | 243,210,000 |
| 11.28 | 建築用板ガラス (IP/07/1781) ¹ | 4 | 486,900,000 |
| 11.20 | 業務用ビデオテープ (IP/07/1725) | 3 | 74,790,000 |
| 10.03 | スペインにおけるピチューメン (アスファルト用等) (IP/07/1438) ¹ | 5 | 183,651,000 |
| 09.19 | ファスナー類 (IP/07/1362) ¹ | 7 | 328,644,000 |
| 04.18 | オランダにおけるビール (IP/07/509) ¹ | 4 | 273,783,000 |
| 02.11 | 昇降機 (エレベーター・エスカレーター) (IP/07/209) ¹ | 5 | 992,312,200 |
| 01.24 | ガス絶縁開閉装置 (変電所設備) (IP/07/80) ¹ | 11 | 750,512,500 |
| 2006. 12.20 | 合金 (再裁定) (IP/06/1851) ¹ | 1 | 3,168,000 |
| 11.29 | 合成ゴム (BR/ESBR ³) (IP/06/1647) ¹ | 6 | 519,050,000 |
| 11.08 | 鉄鋼材 (再裁定) (IP/06/1527) ¹ | 1 | 10,000,000 |
| 09.20 | 銅管用継手 (IP/06/1222) ¹ | 11 | 314,760,000 |
| 09.13 | オランダにおける瀝青 (ピチューメン) (IP/06/1179) ¹ | 14 | 266,717,000 |
| 05.31 | アクリルガラス (IP/06/698) ¹ | 5 | 344,562,500 |
| 05.03 | 過酸化水素 (漂白剤) (IP/06/560) ¹ | 9 | 388,128,000 |
| 2005. 12.21 | ゴム化学品 (抗酸化剤、オゾン劣化防止剤等) (IP/05/1656) ¹ | 4 | 75,860,000 |
| 11.30 | 産業用プラスチック袋 (IP/05/1508) ¹ | 16 | 290,710,000 |
| 10.20 | イタリアにおけるタバコ (IP/05/1315) ¹ | 6 | 56,052,000 |
| 09.14 | 産業用糸 (IP/05/1140) ¹ | 11 | 43,497,000 |
| 01.19 | クロロ酢酸 (IP/05/61) ¹ | 4 | 216,910,000 |
| 2004. 12.09 | 塩化コリン (飼料用ビタミン B4) (IP/04/1454) ² | 6 | 57,884,000 |
| 10.26 | 小間物製品：ファスナー類 (IP/04/1313) ² | 3 | 47,000,000 |
| 10.20 | スペインにおけるタバコ (IP/04/1256) ¹ | 9 | 20,038,000 |
| 10.02 | グルコン酸ナトリウム (金属・ガラス洗浄材) (IP/01/1355) ¹ | 1 | 19,040,000 |
| 09.29 | フランスにおけるビール (IP/04/1153) | 2 | 2,500,000 |
| 09.03 | 銅管 (IP/04/1065) ¹ | 9 | 222,291,100 |
| 2003. 12.16 | 産業用銅管 (IP/03/1746) ¹ | 3 | 78,730,000 |
| 12.10 | 有機過酸化物 (プラスチック・ゴム結合用) (IP/03/1700) ¹ | 6 | 69,531,000 |
| 12.03 | 炭素・黒鉛製品 (電気製品・電気モーター等用) (IP/03/1651) ¹ | 6 | 101,440,000 |
| 10.01 | ソルビン酸 (保存料) (IP/03/1330) ¹ | 5 | 138,400,000 |
| 04.02 | 牛肉 (IP/03/479) ² | 6 | 12,690,000 |

¹ 欧州第一審裁判所 (CFI) に控訴中。² CFI による判決済み。³ BR = ブタジエン・ゴム、ESBR = エマルジョン・スチレン・ブタジエンゴム出所：2008 年 6 月 25 日付け欧州委員会資料 (MEMO/08/433⁶) および
各カルテルに関する表中のプレスリリースより作成⁶<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/433&format=HTML&aged=0&language=EN&quiLanguage=en>

(1) ファスナー類

欧州委員会は2007年9月、独自に開始した調査の結果、欧州および世界市場でジッパーやスナップボタン等のファスナー類や取付機器のカルテルがあったとして、YKK、独プリム、英コーツ、米スコビルら6企業グループとドイツの関連業界団体VBT（Fachverband Verbindungs- und Befestigungstechnik）に対し総額3億2,864万ユーロの制裁金支払いを命じた。欧州委は、関与企業は価格引き上げ調整、最低価格固定、顧客割当、市場分割、機密情報交換等を行っており、次の4つのカルテルが存在したと判定している。

1991～2001年：コーツを除く5企業グループが、ジッパー以外のファスナー類（スナップボタンやリベット）とその取付機器の価格引き上げで調整していた。またVBTが組織した交流活動がカルテル会合の場になっており、VBTにも少額の制裁が科された。

1999～2003年：プリムとYKKが、ジッパー以外のファスナー類および取付機器で製品別・国別に価格固定を取り決め、世界的に顧客割当を行っていた。

1998年4月～1999年11月：YKKとコーツ、プリムは数度にわたりジッパーの価格情報交換と値上げについて協議し、かつ欧州市場でのジッパーの最低価格設定のための手法について合意した。

1977～1998年：プリムとコーツは21年以上にわたり、金属製ボタンなど小間物類の市場を両社間で分割することを取り決めていた。

4つすべてのカルテルに関与し「主犯格」であったプリムは、リニエンス制度⁷に基づき、欧州委の調査に協力し減額を受けており、特にジッパー以外のファスナー類・取付機器の国際カルテルについては、最初に情報を提供した企業として制裁金が全額免除された。欧州ファスナー市場でプリム、コーツと並び三大メーカーのYKKは4つのカルテルのうち3つに関与していた。欧州委の調査協力で多少の減額があったものの、1億5,000万ユーロ超と6企業グループ中最高の制裁金が科された。

表 2： ファスナーのカルテルに関与した企業グループへの制裁金

| 企業グループ名・国 | 関与 | | | 制裁金 (ユーロ) |
|---------------------|-------------------------------|--|--|--------------|
| | | | | |
| プリムグループ(ドイツ) | Prym group | | | 40,538,000 |
| YKKグループ(日本) | YKK group | | | 150,250,000 |
| コーツ・グループ(英国) | Coats group | | | 122,405,000 |
| スコビル・グループ(米国) | Scovill group | | | 6,002,000 |
| A. レイモンド(フランス) | A. Raymond S.A.R.L. | | | 8,325,000 |
| ベルニング&ゾーネ(ドイツ) | Berning & Söhne GmbH & Co. KG | | | 1,123,000 |
| 結合・取付技術業界団体VBT(ドイツ) | Fachverband; Verbindungs- und | | | 1,000 |

⁷ カルテルに関与した企業の早期の「自首」を促すため、欧州委員会への情報開示と調査協力の約束と引き換えに制裁金の減免を提供する制度。1996年に同制度の内容を定めた欧州委員会告示(Leniency Notice)が導入され、2006年告示(2006 Leniency Notice)が現行の枠組みとなっている。2006年告示では、同制度下で開示すべき情報の種類を明示するとともに、十分な証拠が揃っていない場合でも暫定的に制裁金免除を受ける可能性を確保できる「メーカー」制度が導入された。

| | | | | | |
|---|---------------------------|--|--|--|-------------|
| | Befestigungstechnik (VBT) | | | | |
| 計 | | | | | 328,644,000 |

出所：欧州委員会プレスリリース ([IP/07/1362](#)) より作成

(2) 業務用ビデオテープ

欧州委は2007年11月、ソニー、富士フイルム、日立マクセルの3社に対し、1999年から2002年の間に業務用ビデオテープの価格カルテルを結んでいたとして、総額7,479万ユーロの制裁金を科した。対象製品はテレビ局や独立系のテレビ番組・広告映像制作会社などが使用する「ベータカムSP」および「デジタルベータカム」で、2001年時点の欧州経済領域（EEA）諸国⁸における年間売上げは1億1,500万ユーロに上るなか、市場シェアは3社で85%以上を占めていた。3社は、11回の会合を通して計3度にわたる組織的な価格引き上げを行い、引き上げが困難な場合は価格が安定するよう調整を図っていた。また、3社は価格協定の実施についての監視も行っていった。

本件は制裁金の算定について初めて2006年の新ガイドライン⁹が適用されたケースで、ソニーは、同社施設での調査で従業員が口頭尋問を拒否したり文書をシュレッダーにかけ破棄するなどして、欧州委の調査を妨害したとして、制裁金が30%上乘せされた。本件では、いずれの企業もリニエンシー制度における制裁金免除申請は行わなかったが、富士フイルム、および後には日立マクセルも調査に協力し証拠を提出したため、それぞれ40%と20%の減額が適用された。本件では、欧州委のネリー・クルース委員（競争政策担当）は、制裁金免除申請者（リニエンシー制度での第一通報者）がいなくても効果的にカルテルを摘発できる点、欧州委の調査を妨害した場合、厳しい罰則につながる点を強調している。

表 3： 業務用ビデオテープのカルテルに関与した企業グループへの制裁金

| 企業グループ・国 | リニエンシー告示に基づく減免 (%) | リニエンシー告示に基づく減免 (ユーロ) | 制裁金 (ユーロ) |
|-------------|--------------------|----------------------|------------|
| ソニー (日本) | なし | なし | 47,190,000 |
| 富士フイルム (日本) | 40% | 8,800,000 | 13,200,000 |
| 日立マクセル (日本) | 20% | 3,600,000 | 14,400,000 |
| 合計 | | | 74,790,000 |

当該事業体内の法主体は、科された制裁金の全部ないし一部に対し、連帯で、かつ個別に責任を負う。

出所：欧州委員会プレスリリース ([IP/07/1725](#))

⁸ EU27カ国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの30カ国で構成される。EEA協定にもEC条約同様の規定が置かれ、EEAの競争法の執行も欧州委（およびEFTA監視機関）が実施することになっている。

⁹ 2006年9月に、カルテルに対する制裁金の算定方法に関する1998年欧州委ガイドラインが改定された。現行ガイドラインでは、カルテルに関与した企業の対象分野における年間売上高の30%に、違反行為に関与した年数を乗じた額を上限に設定している（ただし世界売上高の10%を上限とするという従来の上限の範囲内）ほか、ハードコアカルテルを抑止するために、違反期間に関係なく年間売上高の15～25%を追加する「エントリー・フィー」が導入されている。

(3) 建築用板ガラス

欧州委は 2007 年 11 月、旭硝子、米ガーディアン、英ピルキントン（現・日本板硝子会社¹⁰）、仏サンゴバンの 4 社が 2004 年から 2005 年にかけて EEA 諸国における建築用板ガラスの価格操作を行ったとして、総額 4 億 8,690 万ユーロの制裁金支払いを命じた。当該製品の主な顧客は二重窓や耐熱ガラスなど最終製品への加工業者で、4 社は同市場でシェア 80%以上を占め、2004 年時点の総売上高は 17 億ユーロに上っていた。

本件は、欧州競争ネットワーク（ECN）での協力により複数の EU 加盟国の競争当局からの市場に関する情報提供を受け、欧州委が独自に調査を開始したものの。欧州委は 2005 年 2 月と 3 月に、旭硝子とガーディアンの欧州子会社、およびピルキントンとサンゴバンの事業所に対して抜き打ち調査を行った。この間に旭硝子とその欧州子会社グラバーベル（Glaverbel = 当時、後に改称し現在は AGC Flat Glass Europe / AFEU）は欧州委にリニエーション制度の適用を申請、証拠を提供したため制裁金は 6,500 万ユーロに減額された¹¹。欧州委の調査で発見された情報には、関与企業が海外のホテルやレストランでの会合で合意した値上げの額・時期、どの企業が値上げを先導するかといった証拠が見ついている。

なお、欧州委は 2007 年 4 月に、自動車用ガラスのカルテルでも数社に異議告知書（Statement of Objections）を送付したことを明らかにしているが、旭硝子は、同社と孫会社の AGC オートモーティブ・ヨーロッパ（本社ベルギー）が異議告知書を受領したことを明らかにしている¹²。日本板硝子もピルキントン社の異議告知書受領を発表している¹³。本件について欧州委は調査中であり、決定はまだ行われていない。

表 4： 建築用板ガラスのカルテルに関与した企業グループへの制裁金

| 企業グループ名・国 | | 制裁金（ユーロ） |
|-------------|--------------|-------------|
| 旭硝子（日本） | Asahi Glass | 65,000,000 |
| ガーディアン（米国） | Guardian | 148,000,000 |
| ピルキントン（英国）* | Pilkington | 140,000,000 |
| サンゴバン（フランス） | Saint-Gobain | 133,900,000 |
| 合計 | | 486,900,000 |

当該事業体内の法主体は、科された制裁金の全部ないし一部に対し、連帯で、かつ個別に責任を負う。

*2006 年 6 月より日本板硝子の完全子会社。

出所：欧州委員会プレスリリース（[IP/07/1781](http://ec.europa.eu/competition/press/07071781.htm)）

¹⁰ ピルキントンは現在、日本板硝子の完全子会社であるが、完全子会社化したのは 2006 年 6 月で、当該カルテル期間中は、日本板硝子は資本参加（20%）のみの関係であった（2000 年に 10%の資本参加、後 2001 年に約 20%に引き上げ）。そのため、欧州委員会を送付した異議告知書や制裁金決定の通知はピルキントン社に対するものであり、制裁金決定に関する欧州委プレスリリースでも日本板硝子の社名は挙げられていない。

¹¹ 旭硝子は、本件について、グループ経営の立場から親会社の責任があるとして、代表取締役、取締役会議長、関係執行役員が 2008 年 1 月から 3 カ月間、報酬の 30～10%を自主返上することを明らかにしている。（出所：http://www.agc.co.jp/news/2008/0115_1.pdf）

¹² 旭硝子ニュースリリース（<http://www.agc.co.jp/news/2007/0423.pdf>）より。

¹³ 日本板硝子プレスリリース（<http://www.nsg.co.jp/press/2007/0423.html>）より。

(4) クロロブレンゴム

欧州委は2007年12月、1993年から2002年の間に、独バイエル、電気化学工業、米デュポン、米ダウ、伊 ENI、東ソーがクロロブレンゴムの価格固定・市場分割を行ったとして、総額2億4,321万ユーロの制裁金を科した。クロロブレンゴムは、ホースや自動車Vベルト・伝動ベルト、靴・家具用の接着剤、ダイビング用品や靴中底用のラテックス等の生産に使用される製品である。上記企業は各社の市場シェアと価格固定に合意したカルテルを形成し、価格についての協議、商業的な機密情報に関する情報交換、特定顧客に関する議論、および違法な合意の実施の監視のために定期的な会合を行っていた。

ENI は過去に同様のカルテル行為で欧州委により制裁金を科されていることから、制裁金は60%が上乘せされ1億3,216万ユーロとなっている。一方、リニエンシー制度を利用したバイエル、東ソー、デュポン、ダウに対しては大幅な減額が行われている。バイエルも ENI 同様、繰り返し違反者として50%上乘せを科されるところであったが、リニエンシー制度で第一通報者となったため、上乘せを含む2億100万ポンドが全額免除される結果となった。東ソーも欧州委調査に協力し50%減額され480万ユーロとなったが、電気化学工業については減額はなく、東ソーの10倍近い4,700万ユーロの支払いが命じられた。

表5： クロロブレンゴムのカルテルに関与した企業グループへの制裁金

| 企業グループ名・国 | | リニエンシー告示に基づく減免 (%) | リニエンシー告示に基づく減免 (ユーロ) | 制裁金 (ユーロ) |
|-------------|--------|--------------------|----------------------|-------------|
| バイエル (ドイツ) | Bayer | 100% | 201,000,000 | 0 |
| 東ソー (日本) | Tosoh | 50% | 4,800,000 | 4,800,000 |
| デュポン (米国) | DuPont | 25% | 16,225,000 | 19,750,000 |
| ダウ (米国) | Dow | 25% | 48,675,000 | 59,250,000 |
| ENI (イタリア) | ENI | 0 | 0 | 132,160,000 |
| 電気化学工業 (日本) | Denka | 0 | 0 | 47,000,000 |
| 合計 | | | | 243,210,000 |

当該事業体内の法主体は、科された制裁金の全部ないし一部に対し、連帯で、かつ個別に責任を負う。

出所：欧州委員会プレスリリース ([IP/07/1855](http://ec.europa.eu/competition/press/071855.htm))

(5) ニトリル・ブタジエンゴム

欧州委は2008年1月、バイエル (ドイツ) と日本ゼオンが2000年終わりから2002年にかけて、自動車燃料ホースやオイルホース、Oリング、水配管等に使用される合成ゴム、ニトリル・ブタジエンゴム (NBR) の販売で、定期的に会合を持って価格引き上げ・価格固定の操作を行ったとし、計3,423万ユーロの支払いを命じた。これで、合成ゴムセクターでは過去3年間で4つ目のカルテルの摘発となった。

両社は欧州委の調査に協力しており、リニエンシー制度の下、日本ゼオンは20%、バイエルは30%、それぞれ制裁金が減額されている。日本ゼオンは初期のカルテルに関する情報をバイエルより先に開示したため、さらなる減額が認められた。一方、バイエルについ

ては繰り返し違反者として 50%増額されており、制裁金は結果的に日本ゼオン 536 万ユーロ、バイエル 2,887 万ユーロとなった。

表 6： ニトリル・ブタジエンゴムのカルテルに関与した企業グループへの制裁金

| 企業グループ名・所在地 | | リニエンシー告示に基づく減免 (%) | リニエンシー告示に基づく減免 (ユーロ) | 制裁金 (ユーロ) |
|-------------|-------|--------------------|----------------------|------------|
| バイエル (ドイツ) | Bayer | 30 | 12,380,000 | 28,870,000 |
| 日本ゼオン | Zeon | 20 | 1,340,000 | 5,360,000 |
| 計 | | | | 34,230,000 |

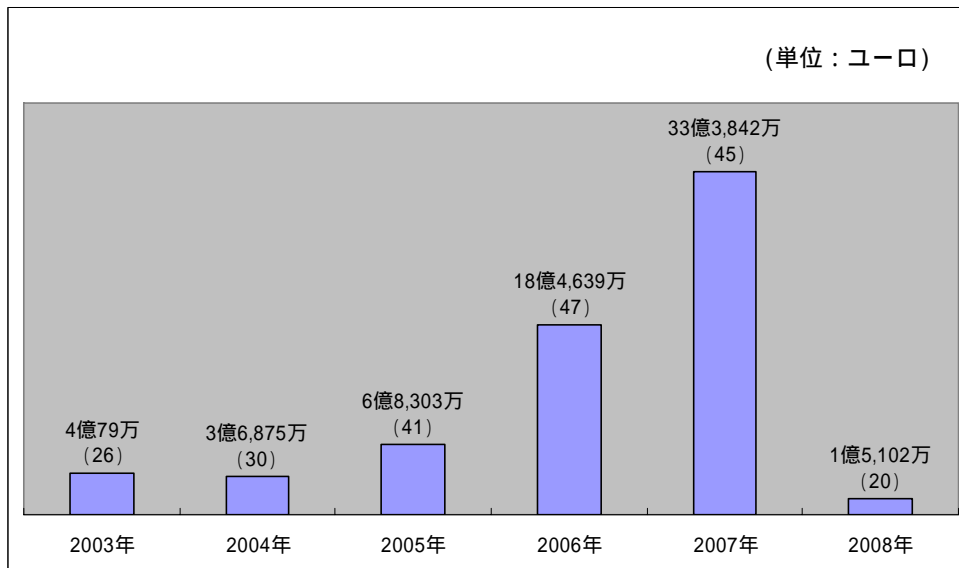
当該事業体内の法主体は、科された制裁金の全部ないし一部に対し、連帯で、かつ個別に責任を負う。

出所：欧州委員会プレスリリース ([IP/08/78](#))

2. 近年のカルテルの動向

欧州委は、人為的に価格を引き上げ、競争とイノベーションを阻害するカルテルを、特に悪質な反競争的行為ととらえて取締りを強化している。2006 年 9 月にカルテルに対する制裁金の算定方法に関するガイドラインを改定し、同年 12 月には、リニエンシー制度も 4 年半ぶりに改定した。こういった動きは年間制裁金総額の増加に直結しており、2005 年と 2007 年を比較すると、制裁を受けた企業グループ数に大差はないものの制裁金総額は約 5 倍に増えている (図 1 参照)。

図 1：制裁金総額と制裁を受けた企業グループ数の推移 (2003 年～2008 年 6 月 25 日)



() 内は制裁金の支払いを命じられた企業グループ数 (制裁金が免除された企業も含む。1 企業グループで 2 社以上が関与した場合も 1 と数えている)。なお、制裁金額は CFI および欧州司法裁判所 (ECJ) の判決による修正前のもの。

出所：欧州委員会各プレスリリースよりジェトロ作成

また、表7および表8に示した1969年以降の分野別および企業別の制裁金ランキングでも、2006年と2007年に制裁金が決定されたカルテル、およびその参加企業が上位を占めており、この2年で1件当たりの制裁金総額と各企業への制裁金額も高額化していることがわかる。また、年間摘発件数も、2003年から2005年には毎年5~6件だったのが2006年以降は7~8件と若干増えており、欧州委の取締り強化の成果が見られる。

2007年に多くの日本企業が摘発の対象となっている点については、図1に示したとおり2005年以降に摘発数自体が増えている点、また多くのケースはリニエンシー制度に基づく企業側の通報によって調査が開始されたもので、欧州委が独自に調査を開始したケース数は少ない点を考えると、必ずしも欧州委が日本企業をターゲットにしているとも思えない。しかしながら、欧州委が建築用板ガラスについて異議告知書を送付した1カ月後に、自動車用ガラスについても送付している例や、3年間で4つのケースが摘発された合成ゴム分野の例のように、関連分野が芋づる式に着目されやすいのは確かである。さらに、国際カルテルの摘発が増え、一国で摘発されれば、他国での不正も容易に明るみに出るのが避けられない状況となってきている。欧州委は加盟国当局との連携や、米国司法省や日本の公正取引委員会¹⁴などEU域外の競争当局との連携¹⁵を強化する方向にあり、今後、この傾向はますます強まるものと思われる。

表7： EUカルテル制裁金の分野別ランキング（1969年～2008年6月25日）

| 分野 | 年 | 制裁金(€) |
|--|------|-------------|
| 1 昇降機 ¹ | 2007 | 992,312,200 |
| 2 ビタミン ² | 2001 | 790,505,000 |
| 3 ガス絶縁開閉装置 ¹ | 2007 | 750,512,500 |
| 4 合成ゴム(BR/ESBR ³) ¹ | 2006 | 519,050,000 |
| 5 板ガラス ¹ | 2007 | 486,900,000 |
| 6 石膏ボード ¹ | 2002 | 478,320,000 |
| 7 過酸化水素(漂白剤) ¹ | 2006 | 388,128,000 |
| 8 アクリルガラス ¹ | 2006 | 344,562,500 |
| 9 ファスナー、小間物類 ¹ | 2007 | 328,644,000 |
| 10 銅管用継手 ¹ | 2006 | 314,760,000 |

¹⁴ 日本とEUは2003年にカルテル等の摘発・調査で協力協定を結んでいる(「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」。これに関連して、ガス絶縁開閉装置のカルテル(2007年1月EU制裁決定、脚注2参照)は日本市場にも及んでいたが、欧州委員会が日本への通報を怠ったために、公正取引委員会がカルテルの調査に入れなかったという報道が最近あった。約500億円と推計される日本の同製品市場でもEUで制裁金を科せられた5社が上位を占めているといい、これについて、公正取引委は、すでに欧州委に対して通報態勢の改善を求めている。(出所：2008年4月15日付読売新聞)

¹⁵ 2008年4月14~16日に京都で開催された「国際競争ネットワーク(International Competition Network/ICN)」の第7回年次総会では、世界70カ国の競争当局が参加し、国際カルテルで協力関係を進めていくことで合意している。

表 8： EU カルテル制裁金の企業別ランキング（1969年～2008年6月25日）

| 企業 | セクター | 制裁金 (€) | 年 |
|--|-----------------------------|-------------|------|
| 1 ティッセンクルップ(ThyssenKrupp) ¹ (IP/07/209) | 昇降機 | 479,669,850 | 2007 |
| 2 ホフマン・ラッシュ(Hoffmann-La Roche AG) (IP/01/1625) | ビタミン | 462,000,000 | 2001 |
| 3 シーメンス(Siemens AG) ¹ (IP/07/80) | ガス絶縁開閉装置 | 396,562,500 | 2007 |
| 4 エニ(ENI SpA) ¹ (IP/06/1647) | 合成ゴム(BR/ESBR ³) | 272,250,000 | 2006 |
| 5 ラファージュ(Lafarge SA) ¹ (IP/02/1744) | 石膏ボード | 249,600,000 | 2002 |
| 6 BASF AG ² (IP/01/1625) | ビタミン | 236,845,000 | 2001 |
| 7 オーチス(Otis) ¹ (IP/07/209) | 昇降機 | 224,932,950 | 2007 |
| 8 ハイネケン(Heineken NV) ¹ (IP/07/509) | ビール | 219,275,000 | 2007 |
| 9 アルケマ(Arkema SA) ¹ (IP/06/698) | アクリルガラス | 219,131,250 | 2006 |
| 10 ソルベイ(Solvay SA/NV) ¹ (IP/06/560) | 漂白剤(HP/PBS ⁴) | 167,062,000 | 2006 |

¹ 欧州第一審裁判所(CF I)に控訴中。

² CF Iによる判決済み。

³ BR = ブタジエン・ゴム、ESBR = エマルジョン・スチレン・ブタジエンゴム

⁴ HP = 過酸化水素、PBS = 過ホウ酸塩

出所：ともに2008年6月25日付欧州委員会資料(MEMO/08/433¹⁶)

以上

¹⁶ 出所：脚注6に同じ。